



「電波有効利用の促進に関する検討会」 説明資料

平成24年6月5日
日本放送協会



- NHKは放送法により設立された唯一の公共放送としての使命を有し、公共放送としての責務を果たすためには、放送事業に不可欠な業務用(伝送用)周波数を含め、必要な周波数の安定的かつ継続的な使用の保証・担保が必須と考える。
- 放送は、これまで、ラジオからテレビへ、標準テレビからハイビジョンへ、アナログからデジタルへと、数十年に及ぶスパンでのイノベーションを繰り返しており、これは、イノベーションのために必要となる周波数帯が確実に確保されていることにより初めて可能となったものである。(
- 現在、NHKで研究開発を行っているスーパーハイビジョン放送などのイノベーションのためにも、将来を見通した周波数の確保が必須である。

放送のイノベーション



1. 新たなワイヤレスシステムの導入について



新たなワイヤレスシステムの円滑な導入・普及について

既存の無線システムの運用に支障を与えない技術基準を策定し、これを順守する認証や検査等の制度整備が必要

電波利用環境の保護について

良好な電波利用環境を維持するため、技術基準への適合性が確認されずに運用される無線設備に対応する制度整備が必要

2. 電波利用料の活用について

電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの高度化・普及促進について

防災、安全・安心のための公共システムの整備等への電波利用料による支援については、電波利用料の目的を踏まえ、その公共性・有効性を厳正に審査・判断することが必要

放送サービスにおけるスーパーハイビジョンのようなシステムの高度化等の基礎研究や実用化の支援、国際標準化等の支援を行うことに賛成

その他電波利用料の活用について

電波利用料は、電波利用共益費の範囲で適正な規模で効率的に運用されるべき



3. 周波数再編強化について

電波の利用状況調査の
見直しについて

見直しを行う場合は、免許人に極度の負担増と
ならないよう配慮が必要